BTMU(China)実務・制度ニュースレター

2016年12月30日 第189期

国家発展改革委 商務部

「外商投資産業指導目録」の修正稿(意見徴収稿)の公布に関する公告

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年12月7日、国家発展改革委員会と商務部は、『「外商投資産業指導目録」の修正稿(意見徴収稿)を公布することに関する公告』(以下、本公告)を公布しました。「外商投資産業指導目録」とは、外資企業による投資についての業種別管理分類リストです。本公告で示された修正版は、「外商投資産業指導目録(2015年改定)」をベースに改正されたものです。2017年1月6日まで、意見徴収されます。

1. 政策の背景

「外商投資産業指導目録」は1995年に初めて公布され、経済情勢や対外開放の状況に応じて、過去6度にわたって改定が行われてきました。2015年の改定においては、過去にない規模で制限の緩和が進みました(図表1ご参照)。今回の改定も、対外開放をさらに進め、透明度の高い、公平なビジネス環境を改善することで、外資を呼び込み、中国経済の更なる発展、改革刷新に繋げることを狙いとしています。

【図表 1】2015年の改定の概要

内容	詳細
制限類プロジェクトの減少	2011 年版では 79 項目あった制限類を 38 項目まで削減
出資形態・出資比率制限プロジェクトの減少	出資形態・出資比率に制限がある業種が 88 項目から 50 項目まで削減、「合 弁・合作」に限定される業種が 43 項目から 15 項目、「中国側マジョリティ」が 必要な業種が 44 項目から 35 項目までそれぞれ削減
奨励類項目数は維持、内容 は一部変更	政策の安定性、連続性を維持するために、奨励類の項目数は維持。刷新を 促すよう内容を微調整

2015 年には、国務院弁公庁より「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)を公布することに関する通知」が公布され、自由貿易試験区における外資参入はネガティブリストにより管理されることが発表されました。2016 年 7 月、国務院より「自由貿易試験区において、行政法規、国務院文書および国務院より批准される部門規定を暫定的に調整することに関する決定1」(国発[2016]41 号)が公布され、「外商投資産業指導目録(2015 年版)」を含む各部門規定の調整が発表されました。これにより、自由貿易試験区内の外資参入条件が更に緩和されました。自由貿易試験区のネガティブリスト管理の全国展開と同時に、国家発展改革委員会、商務部は「国家発展改革委員会・商務部公告2016年第22号公告2」を公布しました。22 号公告において、外商投資企業の設立および変更の備案(届出)管理に適用されるネガティブリストを明確化しました。外商投資企業の設立・変更の備案管理は、「外商投資産業指導目録(2015 年版)」の制限類、

² 詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター【第182号】をご参照くださいhttp://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316102601.pdf



¹ 詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター【第177号】をご参照くださいhttp://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316091401.pdf

BTMU(China)実務・制度ニュースレター

2016年12月30日第189期

禁止類、奨励類の株式持分要求、高級管理者に関する規定を参照することを発表しています。これによって、自由貿易試験区とそれ以外のエリアでは、異なるネガティブリストによって管理されることとなりました(図表 2 ご参照)。

【図表 2】現行のネガティブリスト適用一覧

	自由貿易試験区内	自由貿易試験区外
適用される ネガティブリスト	自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(国弁発[2016]23 号)	「外商投資産業指導目録(2015 年版)」の制限類・禁止類・奨励類の一部項目を参照

2. 政策の内容

本公告によれば、従来外資企業に対して制限してきた禁止類・制限類プロジェクトの削減が進み、 対外開放が更に進むことになります。リストの内容も整理され、「ネガティブリスト」の形で表示さ れています。また、政策の安定性を維持するため、奨励類のプロジェクト数も維持されています。

✓ 対外開放拡大の継続

「外商投資産業指導目録(2015年版)」における制限のかかる93項目(奨励類の持分比率制限等:19項目、制限類:38項目、禁止類:36項目)を62項目まで減少させました(図表3ご参照)。

【図表3】改定前後の項目比較

改定内容		改定前	改定後	
サービス業	道路旅客運輸業	制限類		
	外国船の積荷仕分業	制限類(合弁・合作に限る)		
業	信用調査・格付サービス業	制限類	目録より削除	
	軌道交通設備	奨励類(合弁・合作に限る)		
	自動車用電子装置製造、研究開発(自動車電子バス型ネットワーク技術、電気パワーステアリング電子制御器)	奨励類(合弁に限る)	独資可能に	
製造業	新エネルギー自動車のコアとなる部品の製造、エネルギー型動力電池	奨励類(エネルギー密度≥ 110Wh/ Kg、循環寿命≥2,000 回、 外資の出 資比率は50%を下回る)		
	オートバイ製造	制限類(中国側持分比率 50% 以上、合弁子会社は 2 社以下(但し、中国側合弁パートナーと共同で国内のその他の自動車生産企業を買収する場合は 2 社の制限を受けない))		
	食用油脂加工	制限類(中国側がマジョリティ出資)	目録より削除	
	とうもろこしの高度加工	制限類		
	燃料用エタノール生産	制限類(中国側がマジョリティ出資)		
採掘業	非在来型オイル・ガス探査・開発と坑内ガス 利用	奨励類(合弁・合作に限る)		
	貴金属(金、銀、プラチナ)の探査・採掘	制限類		
<i>></i>	リチウム鉱の採掘・選鉱	門水夫		



BTMU(China)実務・制度ニュースレター

2016年12月30日第189期

✓ 目録内容の整理

制限類、禁止類、奨励類の持分比率制限等をネガティブリストの形で一括表記し、制限内容・条件を整理・一覧化しました(図表 4 ご参照)。

【図表4 改定前後の区分比較】

目録(2015 年改定)				
1.	奨励類			
2.	制限類			
3.	禁止類			



本公告

1. 奨励類

2. ネガティブリスト

制限類、禁止類、奨励類の持分比率制限などの制限内容をネガティブリストに集約

✓ 奨励類政策の安定性を確保

奨励類のプロジェクト数は維持しています。現代農業、先進製造、ハイテク産業、省エネルギー、環境分野、現代サービス業などの分野における外資投入による産業発展、伝統産業の再構築とレベルアップを図り、経済発展に繋げることを目的としています。

✓ 中資、外資いずれも禁止・制限される一部のプロジェクトを削除

従来、制限類に属していた大型テーマパークの建設・運営、「野生薬材資源保護管理条例」及び「中国稀少、絶滅危惧保護植物リスト」に記載されている漢方薬材料の加工、特別機構の教育機関、ゴルフ場・別荘の建設、賭博業(賭博性の競馬場を含む)など 11 項目は、内資・外資同扱い原則のもと、「目録」の改定版から削除されています。

3. 企業への影響

本公告の公布によって、更なる外資企業参入規制の緩和案が示されましたが、注目されていた自動車製造業の外資出資規制については開放が見送られています。また、ネガティブリストの導入による制限の明確化も進んでいます。今後、自由貿易試験区内外で異なるネガティブリストが適用されている問題の解決が図られることが見込まれています。本件は意見徴収稿であり、正式公布における変更事項の有無には留意が必要です。引続き、関連情報を注視の上、随時情報展開させて頂きます。

以上

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ⇒ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

